

朝日町内には、多様な設備や機材があります。朝日町が直轄で管理しているものもありますし、実質的には、自治区に委託をしているようなものもあります。今回の質問としては、そのような設備や機材が平常時はもちろんのこと、緊急時に使えるようになっているかどうか、点検はどうされているか、平常時の町民の利用については、どのようにされているのかをお聞きました。

今回の質問で取り上げている設備や機材は、具体的な例として、自家発電機やチェーンソーなどは、平常時にも利用可能なものでもあり、緊急時においては、町民にとって役に立つものです。しかし、自家発電機やチェーンソーなどは町民からすれば、使ったこともなければ、見たこともない設備や機材ということも少なくありません。そのため平常時に使用したことがなければ緊急時に使用することもできないと思います。そうであれば、普段から町民に利用してもらうことで、周知の促進を図ることができます。

今回の質問での趣旨は、普段使っていない機材を普段使うようにして、緊急時に使えるようにするというものです。

質問

自家発電装置やチェーンソーなどの設備や機材は、作動するかどうかテストする基準は設けていますか。また、基準を設けている場合、テストは実施していますか。

回答

自家発電装置やチェーンソーなどの設備や機材に関する作動確認のための基準やテストの実施につきましては、「朝日町防災資機材備品管理規程」に基づき、各自主防災隊におきまして、月に1度点検することとなっております。

質問

町民や自治区などがこれらを平常時に使用することは、行政の正規の手続きとして認めていますか。また、町民や自治区などがこれらを使用し、故障した場合や事故が起こった場合の補償について規定はありますか。

回答

自治区などがこれらを平常時に使用することにつきましては、訓練の一環として事前の報告があったのみとしております。また、故障した場合や事故が起きた場合の補償に関する規定につきましては、防災訓練等の場合は、当町が加入している補償適応範囲内であれば対象となります。

質問

町民や自治区などで使用する場合には、取扱説明書などは、完備しているのでしょうか。

回答

取扱説明書の完備につきましては、引き渡し時にお渡ししております。

今回の質問で、はっきりしたことは、例えばチェーンソーなどは訓練などでしか原則的には認めないということです。つまり、日常的な草刈りなどでは、使用不可ということになります。私はこの点について疑問を感じます。普段使わなければ、機材などは緊急時に使えるものではないと思います。

土日に役場の公用車を役場か使わないからといって、ドライブに使うことはできませんし、土日に小学校の校庭をバーベキューのために借りるということもできないと思います。そもそも役場の公用車や小学校の校庭はそのような目的のためにあるわけではないからです。防災のための機材も同様です。緊急時に使うことを目的としたものであって、普段目的外で使

うということがいいかということ、それは難しいという役場行政の回答はわからないではありません。しかし、日常的に使わなければ、どこが劣化しているか、そもそも故障をしているかどうかなどはわからないと思います。

ただし、防災資機材を訓練以外で使うとなると、その場合の事故の補償や機材の故障の修理は誰が責任を負うか、という問題に直面します。かつては、このような問題は議題とはなりませんでしたが、現在は非常に重視される問題となっております。

役場行政は、「各自主防災隊におきまして、月に1度点検することとなっております。」との回答でしたが、具体的にどのような点検をしたかまでは、把握されてはいません。この点検には、「具体的に動かして使ってみた。」から「目で見てあることは確認した。」までかなりの範囲の幅があると思います。この点は役場行政としても、今後詳細に把握するように努力をされるそうです。

そもそも、自主防災隊（自治区）に任せることが適正なのか、という問題もあります。自治区の役員は順番やくじなどでなっているにすぎません。非常用の飲料水や食料の数の点検程度であれば、誰でもできます。誰でもできないものは、自主防災隊（自治区）に任せることは無理があるとも感じます。現実的には役場がかなり直轄でなければ、無理なのではないかと思っています。

この問題は、役所自体の方向性とも関係があるので、決定にそれなりに時間がかかると思います。役場の中でより良い結果の方向にいくことを期待したいと考えています。